

総合口座の商品概要 1/2

★一冊の通帳に「普通預金」「定期預金」を組込むことで自動融資が受けられる便利な口座です。

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| 名称または愛称 | 総合口座 |
| 口座の取引内容 | 総合口座は次のお取引ができます。 ① 普通預金(無利息型普通預金を含みます)のお取引 ② 定期預金のお取引(1口1万円以上) ③ ②の定期預金を担保とする当座貸越のお取引 * 普通預金単独でのお取引も可能です。 |
| ご利用になれる方 | 個人のお客様 * 但し、総合口座のお取引は成年の方に限ります。 |
| 期間 | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 預入方法等 | ① 預入方法: ② 預入金額: ③ 預入単位: } 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 払戻方法 | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 預入金利 | ① 適用利率: ② 利払方法: ③ 計算方法: } 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 金利情報の入手方法 | 現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。 |
| 税金 | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 手数料 | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 当座貸越取引の担保 | スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金、期日指定定期預金(以下、定期預金) |
| 貸越極度額 | 総合口座に組入れた定期預金の合計残高の90%(1,000円未満切捨て)の金額で、最高200万円まで貸越できます。 |
| 貸越利率 | 担保とする定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率。 |
| 担保設定順位 | ① 貸越利率の低い順から担保とします。 ② 貸越利率の同じ定期預金が複数ある場合は、預入日(継続したときはその継続日)の早い順に担保とします。 |
| 貸越利息の計算方法 | ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算で行います。 ② 利息計算期間は普通預金同様とし、利息決算日の翌日に貸越元金に組入れます。 ③ 定期預金の解約等により定期預金残高がゼロになるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。 |
| ご返済方法 | 貸越金のご返済は随時可能です。この場合、総合口座へのご入金自動的にご返済となります。 |
| 付加できる特約事項等 | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |

総合口座の商品概要 2/2

| 項目 | 内容 |
|---------------|---|
| 中途解約時のお取扱い | 各預金の商品概要説明をご参照下さい。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p> |
| その他参考事項 | <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p> <p>なお、普通預金については、別途特約することにより利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる決済用預金としてご利用いただくことができます。</p> |

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料